教えて! Q&A

**Q.** 地域毎に設置される農地の仲介組織となる**「農地利用集積円滑化団体」**は、具体的にどこになりますか。

**A.** 本県では、現在のところ６ＪＡ（ぎふ、西美濃、いび川、めぐみの、東美濃、飛騨）のほか、富加町地域担い手育成総合支援協議会が「農地利用集積円滑化団体」として承認済みです。

## 研修・セミナー等の開催のお知らせ

### 1 アグリマネジメントカフェ

■日　時　平成２２年１２月２１日（火）
　　　　　１３：３０～１７：００
■会　場　岐阜市・ホテルパーク
■対　象　農業経営者、法人経営者・従業員、農業委員及び農業関係者、関係機関役職員等
■主な内容
①講演１「アサヒビール生まれ変わり戦略～小が大に勝つ戦略～」
講師 アサヒビール名誉顧問　中條 高徳 氏
②講演２「日本農業の現状について(仮称)」
講師 農林中金総合研究所
基礎研究副部長　清水 徹朗 氏
③交流会　参加者同士の交流会(ティータイム)
■申込先　岐阜県農業会議

### 2 農業人材育成セミナー

■日時･場所

| 会場名 | 開催日 | 時　間 | 場　所 |
|---|---|---|---|
| 岐阜 | 1／17（月） | 13:30~16:30 | 県民ふれあい会館 |
| 高山 | 1／19（水） | 13:30~16:30 | 高山グリーンホテル |
| 美濃 | 1／21（金） | 13:30~16:30 | マリーバル石金 |

■対　象　農業法人経営者、認定農業者、農業関係機関・団体等
■主な内容
①講演「農から広がるネットワークの可能性について」(仮称)
講師 共立総合研究所
主任研究員　笠井 博政 氏
②講義「トラブル防止に向けた労務管理について」
講師 社会保険労務士
③事例発表「人材育成と経営戦略について」
発表者　県内農業法人経営者
■申込先
地域担い手育成総合支援協議会
又は農業委員会事務局へお申込下さい。

### 3 岐阜県担い手研究大会

■日　時　平成２３年２月１６日（水）
　　　　　１３：００～１６：３０
■会　場　岐阜市・岐阜グランドホテル
■対　象　認定農業者､集落営農組織､農業委員､県･市町村・農業関係機関の担当職員等　約1,２００人
■主な内容
①情勢報告
テーマ:「新たな農業･農村基本計画について」
報告者：県農政部
②基調講演
演題：「これからの日本の農業施策展開と農業者の取り組み」(仮称)
講師：東京大学大学院教授　鈴木 宣弘 氏
③記念講演
演題：「新しい農業意識」(仮称)
講師：(有)ブルーベリーフィールズ
紀伊國屋社長　岩田 康子 氏
■申込先
地域担い手育成総合支援協議会
又は農業委員会事務局へお申込下さい。

編集発行　岐阜県農業会議　岐阜市薮田南 5-14-12 岐阜県シンクタンク庁舎２階
☎ 058-268-2527　E-mail:gifu@nca.or.jp　ホームページ:http://www.gifu-agri.jp

農地 農政 経営　最新情報をお届けします!

photo: 瑞穂市十七条地区

# ぎふアグリ通信

vol.3
H22.11.18発行

## 農地の面的集積をめざして
### ―JAにおける農地利用集積円滑化事業の取り組みについて―

岐阜県農業協同組合中央会　会長　岡田　忠敏

農業者・農業委員の皆様方におかれましては、地域農業の振興ならびにＪＡ事業に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、昨年１２月の農業経営基盤強化促進法の改正により、新たに農地利用集積円滑化事業が創設され、県下６ＪＡ等が農地利用集積円滑化団体となり、本事業に取り組むこととなりました。

農地利用集積円滑化事業とは、従来の農地保有合理化事業に代わり新設された事業で、団体が農地の仲介役として、農地所有者から農地を引き受けて担い手に貸し付ける事業であります。

農業生産額や農業所得が減少しているなか、農業者の農業生産額と農業所得を増大させるための取り組みとして、農地の面的集積と有効活用により、生産性向上・コスト削減をすすめ、農業生産力を高めることが重要であると考えております。

今後は、ＪＡが「農地の出し手と受け手の橋渡し役」として、農地の保全・面的集積機能を果たすことを目標としております。

農業者・農業委員の皆様方には、ＪＡの取り組みにご理解を賜りますとともに、より一層ご指導ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

良くわかる! 改正農地法 シリーズ

改正農地法・農業経営基盤強化促進法のポイント その2

# 農地を貸しやすく・借りやすくします

## 1 農地を借りる対象が拡大されました

農地を借りる対象が、これまでの農業者・農業生産法人に加えて、次の要件を満たす農業生産法人以外の法人等（一般企業等）が追加されました。これにより、一般企業等も農地が借りやすくなりました。ただし、農地の所有権の取得は、今までどおり農業者と農業生産法人に限定されています。

### ＜農地の権利取得の要件＞

| ①農地のすべてを効率的に利用 | ②下限面積 | ③個人の場合は農作業に常時従事 | ④法人の場合は農業生産法人 | ⑤周辺農地に悪影響がない |
|---|---|---|---|---|

一般企業等が農地を貸借する場合は、上記の①②⑤に加えて、下記の⑥⑦⑧の要件が必要。

#### 一般企業等の農地貸借に必要な要件

**⑥解除条件付きの契約**
貸借契約書において、農地を適正に利用していない場合に貸借を解除する旨の条件、原状回復の義務及び費用負担者を明確にすることや中途解約の違約金の支払等を取り決めること。

**⑦地域における適切な役割分担**
地域活動への参加、共同利用施設の取り決めの遵守、獣害被害対策への協力等をする旨を確約書や協定書等で確認すること。

**⑧業務執行役員の常時従事**
実質的に業務執行につ いての権限を有し、地域との調整役として責任をもって対応できる者が、業務執行役員のうち１人以上が必要。

## 2 農地を貸借しやすくなりました

**（１）農地利用集積円滑化団体（ＪＡ等）を通じて安心して貸借ができます。**

農地利用集積円滑化事業では、農地を面的にまとめ効率的に利用できるようにするため、各地域にその役割を担う団体（農地利用集積円滑化団体＝ＪＡ等）を設置し、農地所有者の委任を受け、代理して認定農業者等の担い手へ農地の貸し付け等を行います。なお、事業の詳細については、次のページを参考にして下さい。

**（２）共有農地の貸し付けは共有者の半分以上の同意があればできます。**

**（３）相続税納税猶予の特例農地も貸すことができます。**

～農地を効率的に利用するための新しい仕組みができました～

# 農地利用集積円滑化事業の概要

農業経営基盤強化促進法の改正により、新たに農地利用集積円滑化事業が創設され、地域毎に農地の貸借を仲介する組織「農地利用集積円滑化団体」が設けられました。

同事業には、農地利用集積円滑化団体が、①農地所有者の委任を受けて代理して農地の貸付け等を行う**「農地所有者代理事業」**と②農地の売買・貸借を行う**「農地売買等事業」**等がありますので、認定農業者等の担い手の皆さんや農地所有者の方々には積極的な活用をお願いします。なお、その仕組みについては、下のフロー図を参考にして下さい。

また、認定農業者等の担い手の皆さんが今後経営規模を拡大するに当たっては、農地利用集積円滑化団体に交付される「利用集積交付金」を活用し、分散している農地を面的に集積するなど効率的な利用を図って下さい。

## ①農地所有者代理事業

農地利用集積円滑化団体が、農地所有者から委任を受けて、所有者を代理して農地の売り渡し、貸し付け等を行う事業（委任を受けた農地の保全のための管理を含む）。

**●円滑化団体となる組織**
市町村、農協、一般財団·社団法人（市町村公社）、土地改良区、地域担い手育成総合支援協議会等

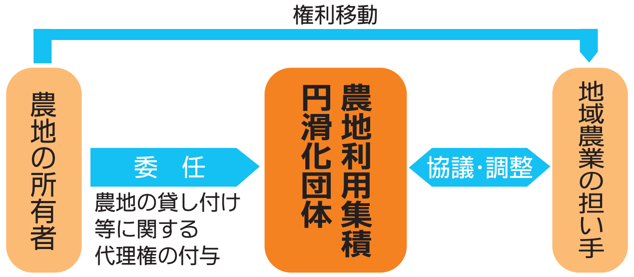


## ②農地売買等事業

農地利用集積円滑化団体が、農地を買い入れ又は借り受けて、売り渡し又は貸し付け等を行う事業

**●円滑化団体となる組織**
市町村、農協、一般財団·社団法人（市町村公社）

### ＜農地利用集積円滑化団体の活動を支援するための事業＞
### －農地利用集積事業（利用集積交付金）の概要－

農地利用集積円滑化団体の利用調整により、農地を担い手へ利用権設定した場合には、同団体に対して「利用集積交付金」が交付されます。

**①対象となる農地：期間６年以上の利用権設定された農用地区域内の農地**
**②交　付　金　額：１０ａ当たり２０,０００円**
**③交付金の使途：交付金の使途は農地利用集積円滑化団体の調整、活動経費や農地の貸し手・借り手への奨励金等として同団体が決定します。**

そのほか、特定農業法人の営農経費や小規模基盤整備の経費を助成します。

※今年度の事業実施については、市町村等の予算の都合上、可能かどうかは各市町村にお問い合わせ下さい。

問い合わせ　■岐阜県農政部 農業振興課（野木森·松原）　☎ 058-272-8421